

日 時	令和3年12月23日(木) 10:00~10:30 第16回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、政策調整担当理事、温暖化対策統括本部長、市民局長、鶴見区長
欠席者	なし
議 題	1 地域ケアプラザの日中の相談支援体制の充実・強化について(相談時間・開館時間の見直し)【健康福祉局】
議 事 要 旨	<p>【論点】</p> <p>今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステム(包括的な支援・サービスの提供体制)を構築するため、近年相談件数が大きく増加している日中の相談支援体制を充実・強化する。そのため、次の対応策①及び②を段階的に実施する。</p> <p>① 夜間相談の転送切替の前倒し(令和4年10月(予定)~)</p> <p>全地域ケアプラザの地域包括支援センターの夜間相談の転送切替時間を18時に前倒しすることで、日中の相談体制を強化する。</p> <p>② 夜間閉館の試行実施(令和5年4月(予定)~)</p> <p>一部の地域ケアプラザにおいて、夜間の施設利用(貸室申込・自主事業)がない日の夜間閉館を試行的に実施する。将来的に原則18時閉館を目指し、夜間時間帯に行われている地域の活動(既存・新規)を阻害しないルールづくり、条例規則改正等について、課題と対応を検証・検討する。</p> <p>【説明要旨】</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が2025年までの構築を求めている「地域包括ケアシステム」の推進にあたり、本市では地域ケアプラザをその中核に位置付けている。 ・高齢者人口の増加に伴い、複合的な課題への対応や日中の相談件数の増加等、地域ケアプラザに求められる役割が増大している。 <p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザは月曜から土曜は9時から21時まで、日曜祝日は9時から17時までの開館となっている。 ・常勤職員は基本6名であるが、土日祝日も勤務があるため交替で休暇を取得しており通常は5名体制。また、夜間の相談や施設利用のためシフト勤務となっており、1日のうち職員5名が揃うのは2時間のみとなっている。 ・他都市の相談対応の状況を見ると、21時まで対面で相談を受けている政令市はない。 ・また、夜間の施設利用は約半数が週2日未満であり、他の市民利用施設と比べても夜間稼働率は低い。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザが今後、国が2025年までに構築を求めている「地域包括ケア

システム」の中核を担っていくためには、日中の相談支援体制を充実・強化していく必要がある一方で、日中の職員体制が薄いことや職員の確保・育成・定着が難しいことが課題となっている。地域ケアプラザの日中の相談支援体制の充実・強化は喫緊の課題となっている。

○対応策

- ・夜間の相談について、全地域ケアプラザの地域包括支援センターの夜間相談の転送切替時間を現行の 21 時から 18 時に 3 時間前倒しすることで、日中の相談体制を一部強化する（令和 4 年 10 月からの予定）。
- ・夜間の施設利用について、一部の地域ケアプラザにおいて、夜間の施設利用がない日の夜間閉館を試行的に実施する（令和 5 年 4 月からの予定）。将来的に原則 18 時閉館を目指し、夜間時間帯に行われている地域の活動を阻害しないルールづくりや条例規則改正等について、課題と対応を検証・検討する。
- ・夜間勤務が軽減されることにより、日中の職員配置が厚くなるとともに OJT 等による職員の質の向上等を図ることができ、日中の相談支援体制を充実・強化することができる。

【主な意見等】

- ・対応策の実施にあたっては、区や関係機関と十分調整を行うこと。特に夜間閉館試行実施について、地区センター等との合築施設の場合は他の施設の状況にも留意し、各区と調整しながら進めること。また、利用者が混乱しないよう、事前周知や説明を丁寧に行うこと。
- ・LINE で相談を受けるなど、相談や問い合わせの手法を増やすことも検討してほしい。
- ・今後の地域ケアプラザの改修・再整備を見据え、地域ケアプラザに真に必要な機能についても併せて検討・整理していくこと。必要なサービスを充実・強化していくためには、選択と集中による取組が重要である。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。